

ミニUPS 特記仕様書

1. 概要

各配水場（野畑、緑丘、新田、寺内）へ、ミニUPSの納品搬入、設置を行うものである。

2. 納品・設置場所

野畑配水場	豊中市西緑丘2-198-5
緑丘配水場	豊中市緑丘3-104-3
新田配水場	豊中市上新田4-66-1
寺内配水場	豊中市東寺内町127

3. 内容

新機器の納品搬入、設置据付、作業手順書提出、その他調整等、機器の使用に必要な調整すべてを含むものとする。なお、既設機器の撤去及び廃棄処分も含むものとする。

4. 納品機器

- ・ミニUPS YUMIC-SHD060A (株GSユアサ) 4組
- ・トランスボックス SHD060AT (株GSユアサ) 4台
- ・バッテリーボックス SHD060AB (株GSユアサ) 8台
- ・固定金具 SHD060AC (株GSユアサ) 16組

5. 機器仕様

●ミニUPS本体

型式：YUMIC-SHD060A

製造：(株GSユアサ)

AC入力：単相2線200V

AC出力：単相2線100V

出力容量：6kVA (4.8kW)

バックアップ時間：60分 (負荷4kW)

本体寸法：幅235×奥行650×高さ760 (単位：mm)

●トランスボックス

型式：SHD060AT

寸法：幅235×奥行650×高さ500 (単位：mm)

●バッテリーボックス

型式：SHD060AB

寸法：幅235×奥行650×高さ500 (単位：mm)

●固定金具

型式：SHD060AC1

6. 撤去処分

重量：340kg×4組

7. 取替作業

手順1：仮設搬入・設置・負荷切替

手順2：既設解体・搬出・新設搬入・据付・試運転調整

・負荷切戻・仮設解体・搬出

※仮設は汎用UPS（THA5000—50）同等品とする。

※負荷切替や負荷切戻時は負荷停止を行う。

※取替作業は、金曜日を除く平日の9～17時を基本とするが、詳細については発注者側の担当者と調整すること。

8. 据付調整等

- ・既設機器が設置されている場所に据付すること。
- ・既設電線管類、配管類は再利用可とする。
- ・機器調整後、動作確認をすること。
- ・既設機器の撤去及び廃棄処分を行うこと。

9. 特記事項

- ・電源、出力信号ケーブル及び架台は既設品を再利用できる。（ただし、ケーブルの延長は今回に含むものとし、今回納品する機器への接続作業にかかる費用も含む。）
- ・制御システムの改造等は今回含まない。ただし、出力信号調整時に立会調整すること。作業日は協議のうえ決定する。
- ・受水を継続しながらの搬入設置となるため、日程調整を担当者と行うこと。
- ・機器操作及びメンテナンスの説明会を実施すること。
- ・機器の設置状況が分かる写真等や取扱説明書をファイルにまとめた報告書を2部提出すること。

10. 納期

令和8年(2026年)3月13日まで（試運転、調整完了までを含む）

11. 実施要項

- (1) 機器の搬入、設置等については、手順書を提出の上、担当者の指示に従うこと。
- (2) 受注者及び製造業者は、機器の搬入設置に関するすべての責任を負うこと。

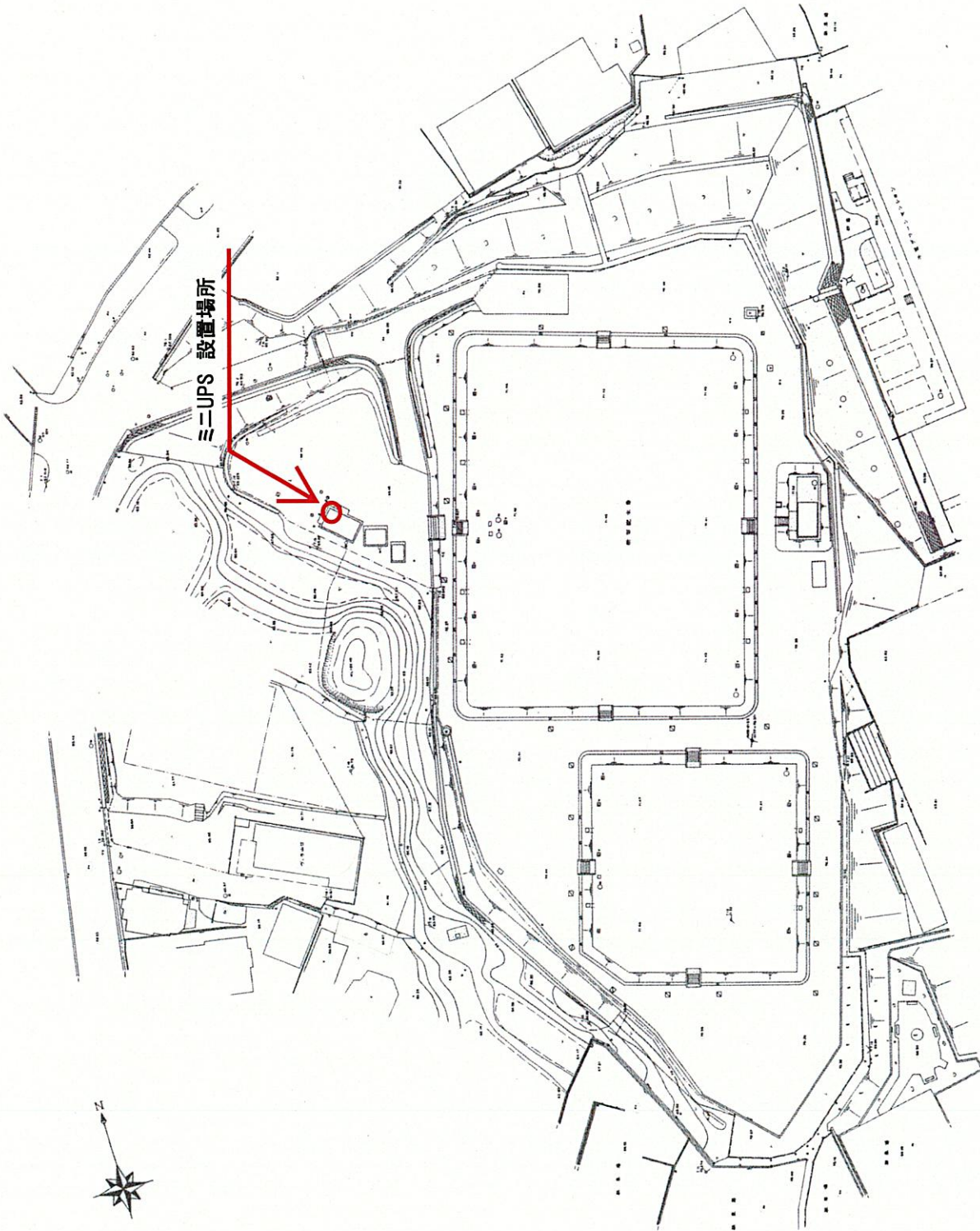
- (3) 作業中は必要な場所以外には立ち入らないものとし、作業者であることが容易に分かるよう留意すること。また、作業中は事故が発生しないよう十分注意すること。
- (4) 設置完了時には、受注者及び製造業者の立ち会いの上、機器の動作確認をすること。
- (5) 設置完了後、初期不良等による問題が生じた場合には、受注者及び製造業者は各々の負担により速やかに補修を行うこと。
- (6) 機器の故障については、設置完了後1年間は受注者及び製造業者保証すること。
- (7) 既設撤去及び廃棄処分については、関連法に基づき適正に行うこと。

1 2. 不当介入に対する報告・届出等

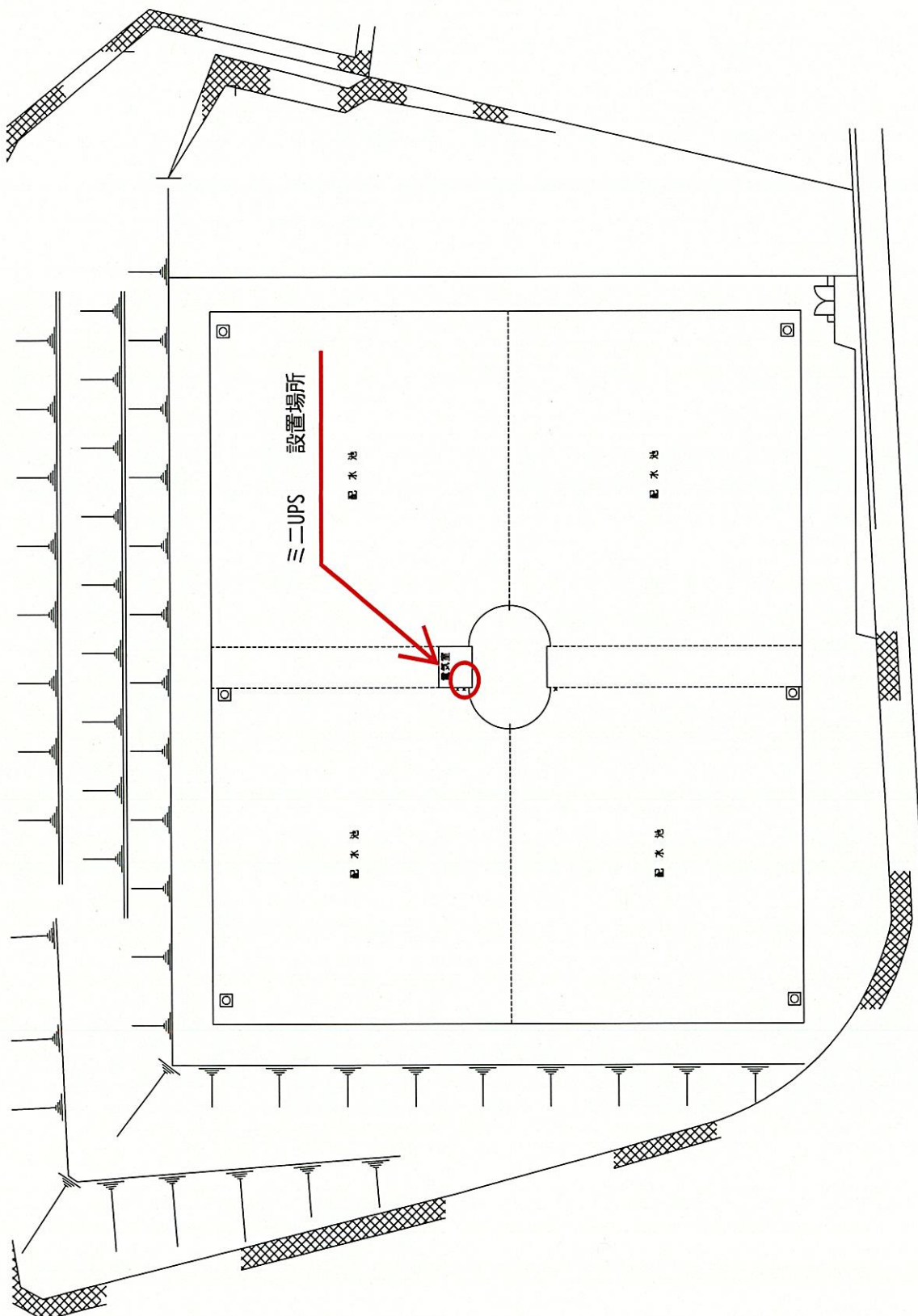
- 1 受注者は、契約の履行に当たって、「豊中市発注契約に係る不当介入対応要領（平成24年2月1日制定）」の定めるところにより、暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は契約の適切な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、本局（当該契約を所管する所属長）への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。
- 2 報告・届出は、不当介入報告・届出書（別に定める様式）により、速やかに本局に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届け出るものとする。
ただし、緊急を要するため時間的余裕がなく、当該不当介入報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日不当介入報告・届出書により報告し、及び届け出るものとする。
- 3 受注者は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- 4 報告・届出を怠った場合は当該受注者等に対し注意の喚起を行うことがある。
- 5 本契約の契約金額が500万円を超す場合、受注者は暴力団員または暴力団密接関係者ではない旨の誓約書を契約時に提出しなければならない。
受注者が誓約書に違反した場合は、発注者は以下の措置を行う。
 - (1) 当該契約を解除し、違約金を徴収する。
 - (2) 受注者を一定期間の入札資格停止処分とする。

1 3. 環境対策実施要項

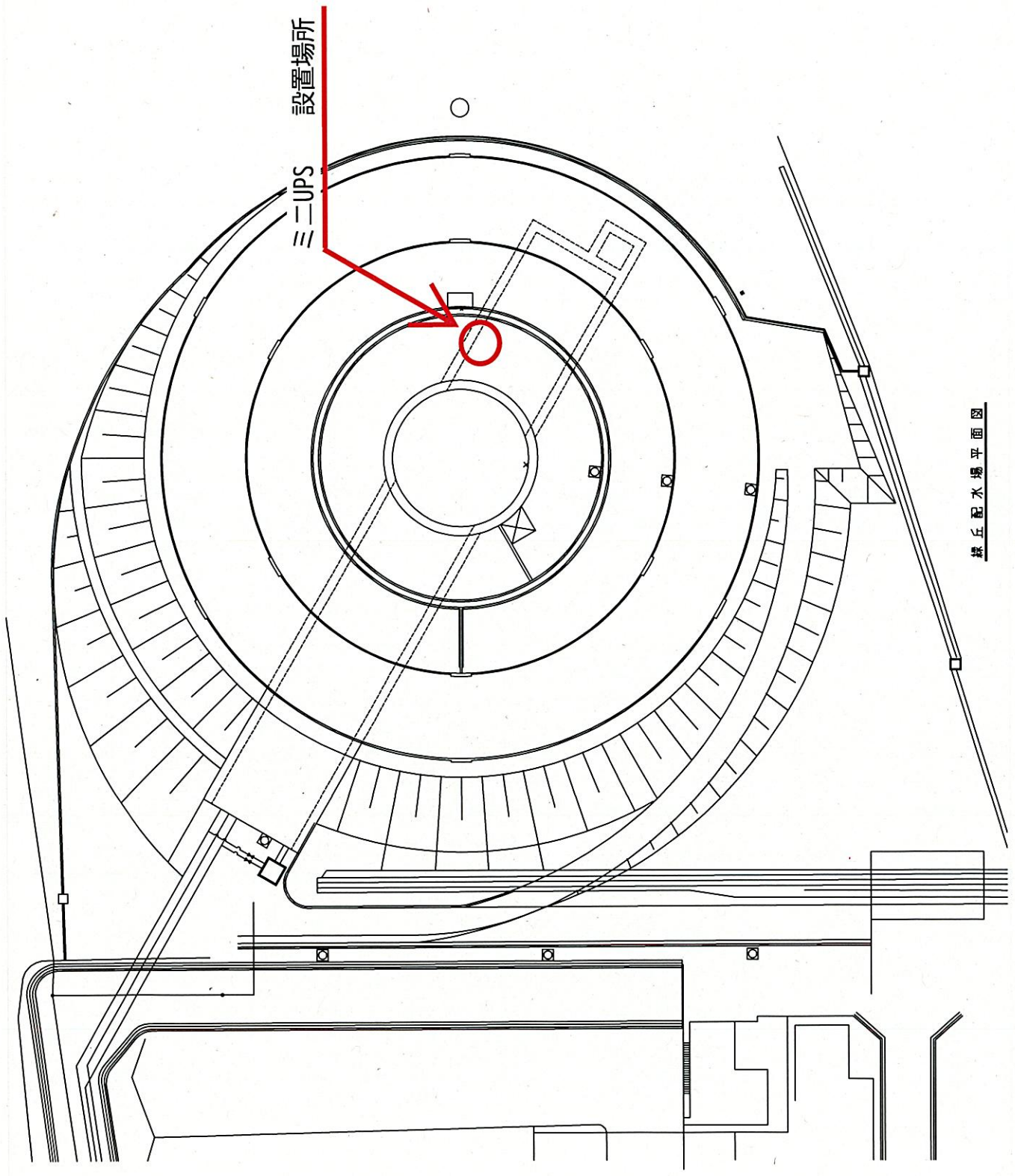
豊中市上下水道局の環境マネジメントシステムに則り、本業務においても環境に配慮した業務を行うものとする。



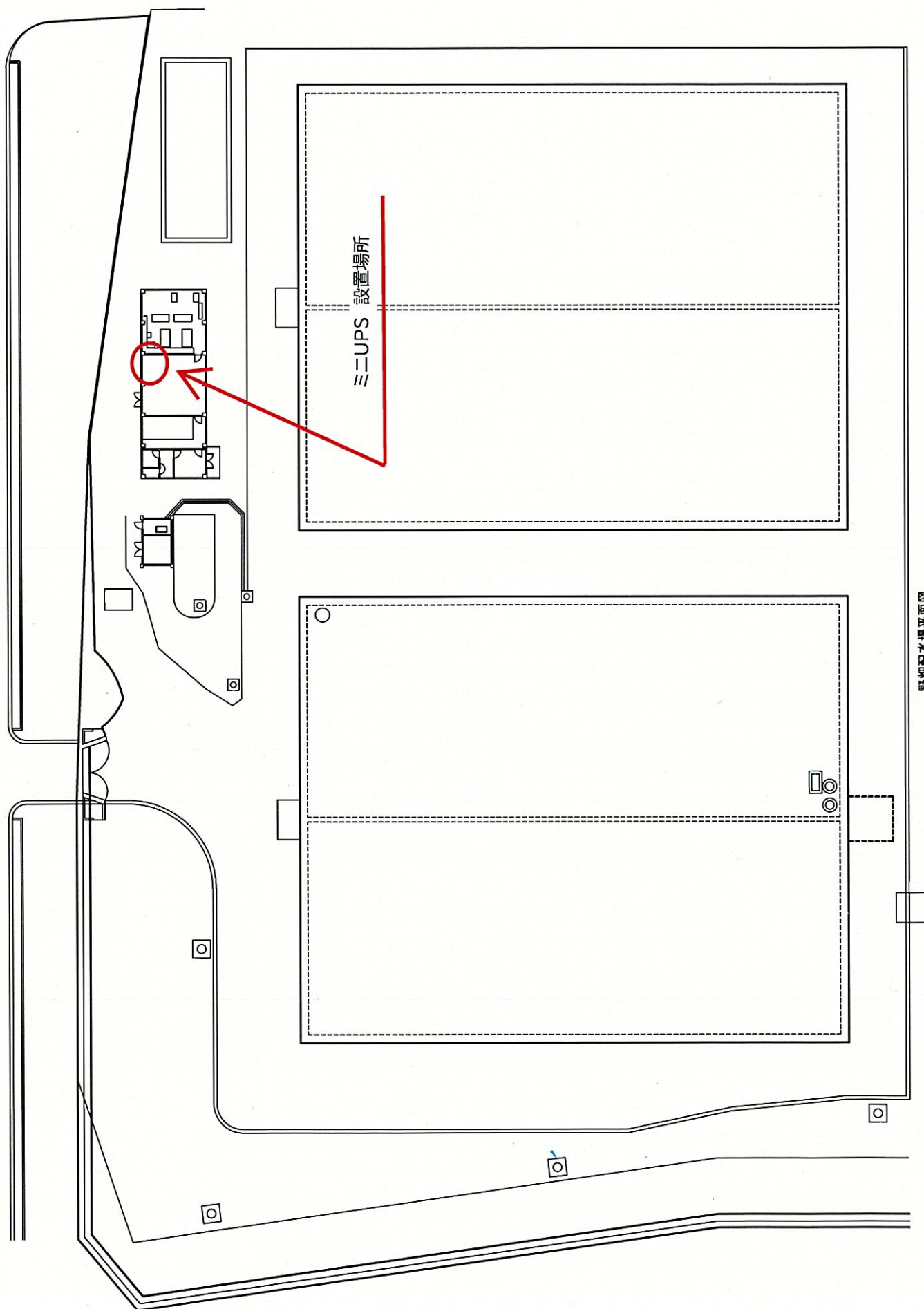
新田配水場 一般平面図



寺内配水池平面図



緑丘配水場平面図



野畑配水場平面図